

政令第 号

海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する

政令

内閣は、海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（領事官の徴収する手数料に関する政令の一部改正）

第一条 領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び第十三号」を「、第十三号から第十七号まで及び第十九号」に改め、第十八号を次のように改める。

十八 削除

（船員法第百四条第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令の一部改正）

第二条 船員法第百四条第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令（昭和二十八年政令第二百

六十号)の一部を次のように改正する。

第一項第二号を次のように改める。

二 法第三十七条の雇入契約の成立等の届出の受理及び法第三十八条の雇入契約の確認に関すること。

(日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律施行令の一部改正)

第三条 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律施行令(昭和二十八年政令第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「左に」を「次に」に改め、同条第二号中「による船舶運航事業」を「第二条第二項に規定する船舶運航事業」に、「による内航運送業」を「第二条第二項に規定する内航運送をする事業」に改める。

(銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正)

第四条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の五第十三号中「第六十四条第一号」を「第一百一十一条第一号」に改める。

(船員法関係手数料令の一部改正)

第五条 船員法関係手数料令(昭和三十七年政令第三百六十二号)の一部を次のように改正する。

本則中ただし書及び第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

(船員労働委員会に置く船員職業安定部会等に関する政令の一部改正)

第六条 船員労働委員会に置く船員職業安定部会等に関する政令(昭和四十五年政令第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第三条第一項中「第五十七条第一項及び第二項」を「第五十五条第五項並びに第九十条第一項及び第二項」に改める。

(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部改正)

第七条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「第二条第三項に規定する内航運送業」を「第二条第二項に規定する内航運送をする事業」に改める。

(賃金の支払の確保等に関する法律施行令の一部改正)

第八条 賃金の支払の確保等に関する法律施行令(昭和五十一年政令第百六十九号)の一部を次のように改

正する。

第五条中「報酬、」を「報酬又は」に、「歩合金又は」を「歩合金若しくは」に改める。

（中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律施行令の一部改正）

第九条 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律施行令（昭和五

十二年政令第二百七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「内航運送業及び内航船舶貸渡業並びに」を「内航海運業及び」に改める。

（船員の雇用の促進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十条 船員の雇用の促進に関する特別措置法施行令（平成二年政令第二百四十九号）の一部を次のように

改正する。

第四条の表第二百二十一条の二の項中「雇入契約の公認、」を削る。

第五条第二項の表中「報酬、」を「報酬又は」に、「歩合金又は」を「歩合金若しくは」に改める。

（地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正）

第十一条 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正

する。

本則の表五の項を次のように改める。

五 削除		
------	--	--

(交通政策審議会令の一部改正)

第十二条 交通政策審議会令(平成十二年政令第三百号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表海事分科会の項中「、内航海運業法(昭和二十七年法律第百五十一号)」を削る。

附 則

この政令は、海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

## 理由

海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律の施行に伴い、領事官の徴収する手数料に関する政令その他関係政令の整備を行う必要があるからである。